

玉軸受及び円すいころ軸受に対して課する報復関税に関する政令
の一部を改正する政令案要綱

1. 平成23年8月31日に適用期限が到来する報復関税について、その適用期限を1年延長することとする。(第1条及び第2条関係)
2. 報復関税に係る税率を変更することとする。(別表関係)
3. この政令は、平成23年9月1日から施行することとする。